

1. 通知書の見方

①年税額(=②+③+④)

今年度に納める市民税・県民税の総額です。その1~その3で詳細な内訳を記載しています。

変更事由

税額が変更となり、通知書が出ることになった事由が記載されています。今年度初めて通知書をお送りする場合、事由は記載されません。

問い合わせ番号(通知書番号)

お問い合わせの際は、こちらの番号とお名前をお伝えください。

⑥既課税額

(過年度の通知のみ) 年税額のうち、既に市民税・県民税(税額決定)納税通知書もしくは特別徴収税額決定(変更)通知書にてお知らせしている税額です。

この通知は再交付することができません。紛失した場合は所得金額等を証明する必要がある場合は、所得(課税)証明書をお取りください。

②普通徴収税額

年税額のうち、納付書(または口座振替)で納める税額で、第1~4期までの最大4回に分割したものです。各納期限までに藤沢市公金取扱金融機関(納付書裏面に記載)でお納めください。事前に口座振替の手続きをされている場合は、本通知右下記載の口座からの引き落としとなるため、納付書は同封しておりません。

③給与特別徴収税額

年税額のうち、給与からの天引きで納める税額です。その年の6月から翌年5月までの最大12回に分割し、給与の支払者が各月の給与から税額を天引きしますので、個人で直接納付する必要はありません。

④年金特別徴収税額

年税額のうち、公的年金からの天引きで納める税額です。年金に係る雑所得に対する税額で、年金支払者が年金支給月に公的年金から天引きしますので、個人で直接納付する必要はありません。前年度の⑤仮徴収税額(来年度分)に記載した金額よりも、今回計算した税額が低い場合は、④仮徴収税額(前年度分)には今回計算した税額が表示されます。

令和5年度 市民税・県民税 税額決定通知書

251-0054
藤沢市朝日町
1番地の1
藤沢 納税太郎 様

問い合わせ番号(通知書番号) 05-*****

令和5年 6月 7日
藤沢市長

変更事由

※その年度最初の通知に変更事由は記載されません。

税額	① 年税額	普通徴収税額(A)	給与特別徴収税額(B)	年金特別徴収税額(C)	⑥ 既課税額
今回	107,100	104,500	0	2,600	0

※前年度途中で税額が変更となった場合は、前年度に金額を記載しています。

その1: 普通徴収税額(A)の内訳【納付書払いまたは口座引き落とし】 (単位:円)

納付期限	第1期 令和5年 6月30日	第2期 令和5年 8月31日	第3期 令和5年 10月31日	第4期 令和6年 1月31日
今回	28,500	26,000	25,000	25,000
納付済額	0	0	0	0
差引納付額	28,500	26,000	25,000	25,000

※差引納付額がマイナスの場合は、後日還付(充当)通知書をお送りします。
※金融機関等から市へ入金する手続きに時間がかかるため、納付の時期により納付済額に金額の記載がない場合があります。
※同一課税年度で同一納期の納付書がお手元にある場合は、今回同封した納付書を使用してください。

その2: 給与特別徴収税額(B)の内訳【給与から天引き】 (単位:円)

特別徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
今回	0	0	0	0	0	0	0
特別徴収月	1月	2月	3月	4月	5月	給与特別徴収税額	
今回	0	0	0	0	0	0	

※年度の途中で退職等により給与天引きが出来なくなった場合、天引きできなかった額は個人で納めていただきます。
※過年度の通知で、今回税額が前年度よりも少ない場合は、後日還付(充当)通知書をお送りします。

その3: 年金特別徴収税額(C)の内訳【年金から天引き】 (単位:円)

特別徴収月	仮徴収税額(前年度分)				本徴収税額		年金特別徴収税額
	令和5年4月	令和5年6月	令和5年8月	令和5年10月	令和5年12月	令和6年2月	
今回	0	0	0	1,000	800	800	2,600

特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称	※年の途中で「年金特別徴収税額の変更」、「市外転出」、「死亡」があった場合は公的年金からの天引きが中止になります。
公的年金の種類	*****
支払者の名称	*****
支払者の法人番号	*****

※年金特別徴収税額が満額となり、前年度税額が公的年金から天引きされた場合は年金支払者から藤沢市に納付された後、差額を還付します。

その4: 仮徴収税額(来年度分) (単位:円)

特別徴収月	令和6年4月	令和6年6月	令和6年8月
今回	1,000	800	800

あなたが本年度において年金特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、左記の金額が仮徴収税額として該当月の公的年金から天引きされます。

【不服申立と取消訴訟】 この通知書の記載事項に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求ができます。また、この通知書による処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁判の迅速を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起できます。なお、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起できないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を確かなことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。

⑤仮徴収税額(来年度分)

来年の4月・6月・8月に来年度の仮徴収として、今年度の年金に係る税額の半額を3回に分けて、公的年金から天引きします。

その4: 所得・控除の明細 (単位:円)

項目	今回	前年度
収入金額	1,500,000	
所得金額	850,000	
収入金額	2,500,000	
所得金額	1,400,000	
営業(等)所得	700,000	
上場株式配当等所得	200,000	

配偶者控除・扶養控除・障がい者控除・ひとり親控除などに該当しているときは「※」印または人数が記載されています。

所得控除の内訳 (単位:円)

項目	今回	前年度
医療費控除	60,000	
社会保険料控除	150,000	
生命保険料控除	35,000	
地震保険料控除	12,500	
障害者控除	260,000	
配偶者控除	380,000	
扶養控除	330,000	
基礎控除	430,000	

ア 合計所得 3,150,000

その5: 税額の計算明細 (単位:円)

項目	課税標準額	今回		前年度	
		市民税	県民税	市民税	県民税
総所得	1,292,000	77,520	52,003		
上場株式等配当等	200,000	6,000	4,000		
税額控除前所得割額①		83,520	56,003		
税額控除等②		22,549	15,033		
税額控除後所得割額③(①-②)		60,900	40,900		
均等割額④		3,500	1,800		
年税額⑤		107,100	107,100		

カ 税額控除等の内訳 (単位:円)

項目	今回		前年度	
	市民税	県民税	市民税	県民税
調整控除額	6,300	4,200		
寄附金税額控除額	10,249	6,833		
配当割額・株式等譲渡割額	6,000	4,000		

口座振替により納付される方のみ印字されます。

配当割額・株式譲渡所得割額 (単位:円)

項目	今回	前年度
配当割額⑥	10,000	
株式等譲渡所得割額⑦	0	
合計⑧(⑥+⑦)	10,000	
所得額から控除した金額⑨	10,000	
均等に充当した金額⑩	0	
残額⑪(⑧-⑨-⑩)	0	

普通徴収税額(A)は、下記の口座から引き落とされます。

金融機関名	口座種別	口座番号	振替区分

口座名義人

※振替区分が全期の場合、第1期の納付期限目に全期分が引き落とされます。ただし、第2期以降に税額が発生した場合は、期別納付となります。
※口座情報の一部を*で表示しています。

ア 合計所得 - 繰越控除 - 分離特別控除 - イ 所得控除合計 = ウ 課税標準額
 ウ 総所得 × 税率(市民税6%、県民税4.025%) + 分離所得 × 税率(所得種によって異なります) = エ 税額控除前所得割額
 エ 税額控除前所得割額 - カ 税額控除等 = オ 税額控除後所得割額
 オ 税額控除後所得割額 + 均等割額(市民税3,500円、県民税1,800円) = ① 年税額